

改正	平成15年4月1日	平成17年7月1日
	平成18年10月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市が開設する八王子市障害者療育センター（以下「センター」という。）が行う指定生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、八王子市障害者療育センター条例及び同条例施行規則に定めるもののほか、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活支援員等（以下「職員」という。）が、利用者に対し、適正な指定生活介護を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は八王子市とし、事業を実施する運営主体は、指定管理者（以下「運営主体」という。）とする。

運営主体は、事業のうち給食サービス及び送迎サービス等については、他の民間事業者による事業の一部を委託することができるものとする。

この場合において、運営主体は、その民間事業者に対し、当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

(実施施設及び名称等)

第3条 事業の実施施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ア 名称 八王子市障害者療育センター カームかすが
- イ 所在地 八王子市長沼町1306番地4 八王子長沼通所センター3階

(運営の方針)

第4条 事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定するものに対して、入浴、排せつ及び食事の介護並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 職員は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- 3 指定生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定生活介護の提供ができる体制を整えるものとする。

(職員の職種、配置基準及び職務内容等)

第5条 この事業を行うに当たっては、次の職員を配置するものとする。

なお、次のア、イ及びオのうち1名の職員は、原則として常勤職員とする。

- ア 施設長（管理者） 1名（常勤）
施設長は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- イ サービス責任管理者 1名（常勤）
サービス管理責任者は、生活介護計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- ウ 生活支援員
配置定数は、原則として、利用者1.7人に対し生活支援員1人とする。
生活支援員は、基本事業の実施に当たり必要な指導及び介護を行う。

エ 医師 1名（嘱託員）

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

オ 看護師 2名（常勤1名、非常勤1名）

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行う。

カ 給食サービスの実施に当たって、その実施に必要な職員（食品衛生管理者の資格を有する者）

キ 事務職員

ク 理学療法士 1名（非常勤）

作業療法士 1名（非常勤）

第8条（1）の基本事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者を必要に応じ、確保するものとする。

ケ その他必要な職員

（開所日及び開所時間）

第6条 施設の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

ア 開所日 月曜日から金曜日まで

ただし、祝日及び12月28日から1月4日までを除く

イ 開所時間 午前9時30分から午後4時まで

（指定生活介護の利用定員）

第7条 この事業の利用定員は、30名とする。

（指定生活介護の内容及び利用者から受領する費用について）

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。そのうち利用者負担額は、原則1割の額とする。ただし、八王子市長が別に定める月額負担上限額の範囲内とする。また、利用者負担額は、利用者若しくはその扶養義務者から支払いを受けるものとする。

（1）基本事業

この事業は、利用者実態等に応じ、次の事業内容のうち、機能訓練を中心とし、原則として週5日実施するものとする。

ア 機能訓練

理学療法・作業療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活の適応訓練等

イ 文化、創作的活動

造形、音楽リトミック、調理等の技術援助及び作業等

ウ 介護方法の指導

家族及びボランティア等に対する介護技術指導等

エ レクリエーション

散歩や行事等の施設外での活動、レクリエーション等

オ 健康指導

健康チェック、健康相談

（2）日常生活上の支援

食事・入浴・排せつ等の介護を行う。

給食サービスは、利用者の障害の程度、状況を十分勘案するとともに、食品衛生管理について十分配慮して実施するものとする。

（3）送迎サービス

送迎サービスは、車いすのまま利用できるリフトバスを配置して行うものとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収するものとする。

ア 食材料費 給食にかかる食材実費額

イ 前号のほか事業に提供される便宜のうち創作的活動等及び日常生活において必要となるものに係る費用についての実費額

- 3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合においては、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(事業の主たる対象者)

第9条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害(肢体不自由1級又は2級)かつ知的障害(1度又は2度)の障害程度である者

(利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、この事業における指定生活介護の提供を受ける際、次のことに留意すること。

(1) 施設設備の利用

施設内の訓練室や設備等の利用に際し、利用者の過失による破損等があった場合には賠償してもらうことがあること。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしてもらうことがあること。

(2) 宗教活動等

他の利用者等に対する布教活動等は禁止する。

(事業の実施地域)

第11条 この事業の実施地域は、原則八王子市内とする。

(設備)

第12条 この事業を実施する施設には、次の設備を設けるものとする。

- ア 静養室兼相談室
- イ 日常生活訓練室兼社会適応訓練室
- ウ 作業室
- エ 食堂及び厨房
- オ 便所
- カ 洗面所及び浴室

(緊急時等における対応方法)

第13条 職員等は、指定生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 運営主体は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに八王子市へ報告し、防止策を講じる。

2 虐待防止管理責任者は、運営主体の管理者とする。

3 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年1回以上開催し、虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等を行うとともに、その内容については職員に周知徹底する。

4 職員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上は開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

5 苦情解決体制を整備する。

6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

(身体拘束の禁止)

第16条 運営主体は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」と

いう。)を行わないものとする。

- 2 運営主体は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 運営主体は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。
(その他運営についての重要事項)

第17条 職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

ア 採用時研修 採用後3か月以内

イ 継続研修 年2回

前号のほか、必要に応じて健康管理、摂食指導等の研修を行うものとする。

- 2 職員は、利用者のプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。退職した後も同様とする。
- 3 事業の運営は、毎年度事業計画を策定して実施するものとし、利用者の個別支援計画等は、利用状況等に応じて適切な支援ができるよう定めるものとする。
- 4 この事業を効果的に推進するため「委員会」等を設置し、利用者からの苦情を処理するための措置を講ずるものとする。
- 5 事業の運営に当たっては、市、知的障害者相談員、知的障害者関係団体等との連絡を密にするとともにボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるように配慮するものとする。
- 6 利用者の健康管理については、障害の程度、状況等に十分に留意し、必要に応じて、嘱託医の指示を受けるとともに、協力医療機関を確保し、連携を図るものとする。
- 7 この要綱に定める事項のほか、運営に関する重要事項は八王子市と運営主体との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。